

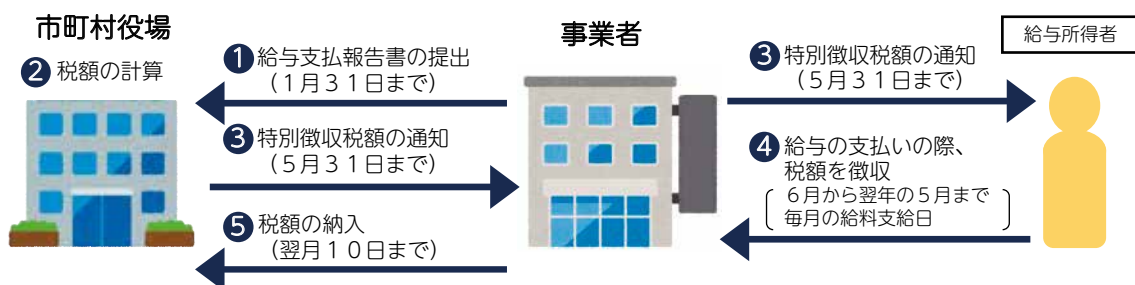
# ■特別徴収実施のご案内

## 個人住民税は特別徴収で納めましょう。

- 個人住民税の特別徴収とは、給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、毎月、従業員（正規雇用だけでなく、臨時職員、アルバイト等の非正規雇用も含む。）に支払う給与から個人住民税を引き落とし、市町村に納入いただく制度です。
- 地方税法第321条の3、第321条の4等及び各市町村の税条例の定めにより、給与を支払う事業者は、原則として、すべて特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収していただく義務があります。

## 個人住民税の特別徴収の手続き

- ① 従業員の住所地の市町村に1月31日までに「給与支払報告書」を提出してください。  
(②市町村役場にて税額の計算を行い、③5月31日までに特別徴収税額決定通知書を送付します。)
- ④ 6月以降、税額決定通知書に記載の税額を給与から徴収してください。
- ⑤ 従業員の給与から徴収した住民税を、翌月10日までに各従業員の住所地の市町村へ、市町村毎の合算額を納入してください。  
従業員が常時10名未満の事業者は、申請により年2回の納期とすることができます。



## 特別徴収に切り替えるメリットはありますか。

特別徴収に切り替えると以下のメリットがあります。

- ・ 従業員の方が納税のため、金融機関等に出向く手間を省くことができます。
- ・ 普通徴収の納期が原則4期であるのに対し、特別徴収は年12回なので従業員（納税義務者）の方1回あたりのご負担が少なくてすみます。
- ・ 住民税の特別徴収は、所得税のように税額の計算や年末調整をする手間はかかりません。
- ・ 税額の計算は給与支払報告書に基づき各市町村で行い、従業員ごとの住民税額を各市町村から通知します。

詳しくは、従業員の住所地の各市町村税務担当課までお問い合わせください。

奈良県全体として、個人住民税の特別徴収義務の履行を徹底しています。  
ご理解とご協力をお願い申し上げます。